

# 高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人 東益津福祉会

(適用事業所)

特別養護老人ホーム高麓

特別養護老人ホーム高麓 ショートステイ

ユニット型特別養護老人ホーム高麓

ユニット型特別養護老人ホーム高麓 ショートステイ

高麓デイサービスセンター

高麓デイサービスセンターきすみれ

高麓訪問介護ステーション

高麓居宅介護支援事業所

令和6年7月1日

# 社会福祉法人東益津福祉会 権利擁護・虐待防止指針

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この指針は、社会福祉法人東益津福祉会が運営する事業の利用者の権利を擁護・推進を図るとともに、利用者に対する虐待の根絶を期することによって健全な支援を提供することを目的とする。

### (対象とする虐待)

第2条 この指針において、「虐待」とは、職員がその支援する利用者に対し、次に掲げる行為をいう。

- (1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

### (虐待に対する基本方針)

第3条 職員は利用者に対し、いかなる虐待もしてはならない。

### (被虐待の通報及び発見)

第4条 利用者本人及び家族、職員等からの被虐待の通報があるときは、本指針に基づき、対応しなければならない。職員は、虐待を発見した際は、虐待防止受付担当者に通報しなければならない。

## 第2章 虐待防止対応体制

### (虐待防止対応責任者)

第5条 本指針による虐待防止の責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を配置する

- 2 虐待防止対応責任者は、施設長があたるものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第6条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりにする。

- (1) 虐待事実内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待防止のための当事者等との話し合い
- (3) 高麗苦情解決に関するマニュアル5に定める第三者委員への虐待防止対応結果の報告
- (4) 虐待原因の改善状況を当事者(家族含む)及び第三者委員への報告

(虐待防止受付担当者)

第7条 利用者が虐待通報を行いやすくするため、虐待受付防止担当者を設置する。

- 2 虐待受付担当者は、リスクマネジメント委員長があたるものとする。
- 3 虐待受付担当者の不在時は、虐待受付担当者以外の職員が通報を受けることができるものとする。
- 4 前項により被虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待受付担当者にその内容を連絡しなければならない。

(虐待防止受付担当者の職務)

第8条 虐待防止受付担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの被虐待通報受付
- (2) 職員からの虐待通報受付
- (3) 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
- (4) 虐待内容の虐待防止対応責任者及び第三者委員への報告
- (5) 虐待改善状況の虐待防止対応責任者への報告

- 2 第11条以降の「虐待通報者」は、通報者が法人職員及び第三者であっても「被虐待者本人及び家族等」と読み替える。

(第三者委員)

第9条 第三者委員は、高麗苦情解決に関するマニュアル3に定めたものとする。

### 第3章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第10条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書及びホームページへの掲載及び施設内の掲示等により、本指針に基づく虐待防止対応について周知を図るものとする。

(虐待通報の受付)

第 11 条 虐待の通報は、別紙（１）の「被虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることが出来る。

2 虐待防止受付担当者は、利用者からの被虐待通報の受付に際して、次の事項を別紙(2)の「被虐待通報の受付・経過記録書」に記録し、その内容を別紙（２）により、被虐待通報者に確認する。

- (1) 被虐待の内容
- (2) 虐待通報者の要望
- (3) 第三者員への報告の要否
- (4) 虐待通報者と虐待防止対応責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立ち合いの要否

(虐待の報告・確認)

第 12 条 虐待防止受付担当者は、受け付けた被虐待の内容を別紙（３）の「被虐待通報受付報告書」により、虐待防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、被虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りではない。

- 2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。
- 3 虐待防止受付担当者から被虐待通報受付の報告を受けた第三者委員は、虐待内容を確認し、別紙（４）の「被虐待通報受付報告書」によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から 14 日以内に行わなければならない。
- 4 家族、身元引受人、市への報告は、虐待対応責任者が行う。

(虐待解決に向けた協議)

第 13 条 虐待防止責任者は、被虐待通報の内容を解決するため、被虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、被虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いを終了することができる。

- 2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として被虐待通報のあった日から 14 日以内に行わなければならない。
- 3 被虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。
- 4 第三者委員は、話し合いへの立ち合いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
- 5 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別紙（５）の

「話し合い結果記録書」により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第 14 条 虐待防止対応責任者は、被虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

- 2 虐待防止対応責任者は、被虐待通報者に改善を約束した事項について、被虐待通報者及び第三者委員に対して別紙(6)の「改善結果(状況)報告書」により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。
- 3 虐待防止対応責任者は、被虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、市の苦情相談窓口及び静岡県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(解決結果の公表)

第 15 条 虐待防止対応責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を第三者委員に報告する。

- 2 社会福祉法人東益津福祉会が運営する事業所のサービスの質と向上を図るため、本指針に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告書に掲示する。

(虐待防止のための職員研修等)

第 16 条 虐待防止啓発のため、定期的な職員の研修と新規採用時には必ず行うこととする。

- 2 研修は虐待防止啓発研修に限らず、全人的な人格・資質の向上を目的として研修を行うものとする。
- 3 前項の研修は介護業務に携わる職員以外の職員に対しても行うものとする。
- 4 研修の実施内容については、研修資料、出席者等を記録し、紙または電磁的記録等により保存をする。

(虐待防止委員会の設置)

第 17 条 虐待防止対応責任者は、施設内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会(リスクマネジメント委員会)を設置する。

- 2 虐待防止委員会は定期的又は虐待発生の都度開催しなければならない。
- 3 虐待防止委員会の運営責任者は、施設長とする。委員は次のとおりとする。  
介護職員

看護職員  
生活相談員  
介護支援専門員  
事務員  
その他、施設長が必要と認めた職員

- 4 必要のある場合は、第三者員を委員に加えることができる。
- 5 虐待防止委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。
- 6 委員会内で協議した結果については、職員に周知徹底を図ることとする。

(権利擁護のための成年後見制度)

第 18 条 虐待防止対応責任者は、利用者の人権等の権利擁護のため、必要により成年後見人制度の利用を利用者及びその保護者等に啓発する。

(苦情対応規程と関連)

第 19 条 利用者等は虐待に係る苦情については本指針によらず、苦情対応規程に基づき苦情を申し出るかについては、利用者の判断に委ねられるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。